

福島空港修学旅行利用促進支援事業のご案内

令和2年4月
福島県空港交流課

県では、福島空港を利用した修学旅行に対する支援事業を実施しますので御活用ください。

1 支援対象

福島県、山形県及び栃木県の中学校、高等学校、支援学校、視覚支援学校、聴覚支援学校、専修学校

2 対象となる修学旅行の条件

福島空港に就航する国内定期路線(臨時便を含む)、国際定期路線(臨時便を含む)、国内チャーター便及び海外チャーター便を利用した修学旅行

3 支援内容

支援区分	要件及び補助額
学校等と福島空港間の貸切バスの借上げ費用に対する支援	○ 学校から福島空港間の貸切バスの借上げに要する費用全額(消費税額を除く)
海外修学旅行の実施に対する支援	○ 補助額は、1校あたり50万円(片道利用は半額)を上限とする。 ○ ただし、修学旅行参加者が20名以下(教職員は除く)の学校等は、1人当たり2万5千円(片道利用は半額)とする。
国内修学旅行の実施に対する支援	○ 補助額は、1校あたり20万円(片道利用は半額)を上限とする。 ○ ただし、修学旅行参加者が20名以下(教職員は除く)の学校等は、1人当たり1万円(片道利用は半額)とする。

4 申請期限

修学旅行実施月の前月15日までに、下記5の書類を県担当課(空港交流課)へ提出してください。

※ただし、4月実施予定の修学旅行については申請日を4月1日付けで提出くださるようお願いいたします。

5 提出書類

① 福島空港修学旅行利用促進支援事業補助金交付申請書(第1号様式)
※添付書類(・旅行行程表の写し ・旅行費用の見積書の写し)

② 補助金の振込口座情報(第1号様式(別紙))
※添付書類(・振込口座通帳の写し(表紙及び1ページ目))

【本事業に関するお問い合わせ先、申請書類の提出先】

福島県 空港交流課

〒960-8670 福島市杉妻町2番16号 西庁舎10階

電話：024-521-7127 FAX：024-521-7913

電子メール：fkskuko@pref.fukushima.lg.jp